

戦傷病者・戦没者遺族等の援護

概要 戦傷病者・戦没者遺族等の援護

軍人軍属等の公務上の負傷若しくは疾病または死亡に関し、国家補償の精神に基づき、恩給法による給付を受けている者を除く軍人軍属等であった者またはこれらの遺族を援護する目的で年金等の給付を行う。

対象者	軍人（恩給該当者を除く）軍属及び準軍属で公務傷病等により障害を有する者及び死亡した者の遺族	
	障害給付	遺族給付
援護の内容	障害年金 公務傷病 9,729,100円（特別項症） ～ 961,000円（第5款症） 2,339人 (2008（平成20）年4月現在）	遺族年金 （軍人軍属の遺族） （先順位者 13,450人 後順位者 13,381人） 69人
	勤務関連傷病 7,417,100円（特別項症） ～ 743,000円（第5款症）	遺族給与金 （準軍属の遺族） （先順位者 5,421人 後順位者 5,326人） 95人 (2008（平成20）年4月現在）
	障害一時金 （年金に代え選択した場合） 669人（累計）	公務死亡 （先順位者 1,966,800円 後順位者 72,000円） 勤務関連死亡 （先順位者 1,568,700円 後順位者 56,200円） 弔慰金 額面5万円、年6分の利子付、10年償還の国債 累計 2,084,921人

資料：厚生労働省社会・援護局調べ。
(注) 受給人員は平成20年3月31日現在。

戦傷病者特別援護法による援護

軍人軍属等であった者の公務上の傷病に関し、国家補償の精神に基づき、特に療養の給付等の援護を行う。

対象者	軍人軍属及び準軍属で公務傷病等により障害者となった者等で戦傷病者手帳の交付を受けた者		43,005人	
援護の内容	1. 療養の給付	1,160人	5. 補装具の支給及び修理	570件
	2. 療養手当（月額29,400円）の支給	3人	6. 国立保養所への収容	0人
	3. 葬祭費（199,000円）の支給	27件	7. JR無賃乗車船の取扱い	26,018人
	4. 更生医療の給付	0件		
戦傷病者相談員		882人（平成19年10月1日現在）		

資料：厚生労働省社会・援護局調べ。
(注) 1. 受給人員等は平成19年4月1日現在または平成18年度の数値。
2. 「援護の内容」の7の人数は引換証交付者数である。
3. 金額は平成19年4月1日現在。

詳細データ

特別給付金等

種別	対象	給 付							
戦没者等の妻に対する特別給付金	妻	20万円 (10年償還、国債) 昭和38年に措置 支給件数 419,740人	60万円 (10年償還、国債、継続) 昭和48年に措置 支給件数 388,230人	120万円 (10年償還、国債、2回目継続) 昭和58年に措置 支給件数 346,535人	180万円 (10年償還、国債、3回目継続) 平成5年に措置 支給件数 271,924人	200万円 (10年償還、国債、4回目継続) 平成15年に措置 支給件数 158,750人			
戦傷病者等の妻に対する特別給付金	妻	10万円 (5万円) (10年償還、国債) 昭和41年に措置 支給件数 121,958人	30万円 (15万円) (10年償還、国債、継続) 昭和51年に措置 支給件数 102,986人	60~30万円 (30~15万円) (10年償還、国債、 2回目継続) 昭和61年に措置 支給件数 86,721人	90万円 (45万円) または 60万円 (30万円) または 30万円 (15万円) (10年償還、国債) 平成8年に措置 支給件数 61,990人	100万円 (50万円) または 90万円 (45万円) または 60万円 (30万円) または 30万円 (15万円) (10年償還、国債) 平成18年に措置 支給件数 19,362人			
		5万円 (2.5万円) (5年償還、国債) 昭和54年に措置 支給件数 6,983人 2万円 (1万円) (2年償還、国債) 昭和59年に措置 支給件数 7,503人 15万円 (7.5万円) (5年償還、国債) 平成3年に措置 支給件数 1,465人 15万円 (7.5万円) (5年償還、国債) 平成13年に措置 支給件数 392人 平病死した戦傷病者等の妻に対する特例給付 5万円 (5年償還、国債) 昭和61年に措置 5万円 (5年償還、国債) 平成3年に措置 5万円 (5年償還、国債) 平成8年に措置 5万円 (5年償還、国債) 平成13年に措置 5万円 (5年償還、国債) 平成18年に措置 (注) () 内の額は軽症者の妻 支給件数 47,690人							
戦没者の父母等に対する特別給付金	父 祖父母 母	10万円 (5年償還、国債) 昭和42年に措置 支給件数 16,675人	30万円 (5年償還、国債、継続) 昭和48年に措置 支給件数 14,505人	60万円 (5年償還、国債、2回目継続) 昭和53年に措置 支給件数 10,098人	60万円 (5年償還、国債、3回目継続) 昭和58年に措置 支給件数 6,596人	75万円 (5年償還、国債、4回目継続) 昭和63年に措置 支給件数 3,700人	90万円 (5年償還、国債、5回目継続) 平成5年に措置 支給件数 1,664人	100万円 (5年償還、国債、6回目継続) 平成10年に措置 支給件数 675人	100万円 (5年償還、国債、7回目継続) 平成15年に措置 支給件数 223人
戦没者等の遺族に対する特別弔慰金	子 兄弟姉妹等	3万円 (10年償還、国債) 昭和40年に措置 (終戦20周年) 支給件数 664,583人	20万円 (10年償還、国債) (6年償還、国債) 昭和50年に措置 (終戦30周年) 支給件数 1,008,852人	12万円 (6年償還、国債) 昭和54年に措置 (終戦30周年の 措置の特例的 措置) 支給件数 117,461人	30万円 (10年償還、国債) 昭和60年に措置 (終戦40周年) 支給件数 1,297,359人	18万円 (6年償還、国債) 平成元年に措置 (終戦40周年の 措置の特例的 措置) 支給件数 75,108人	40万円 (10年償還、国債) 平成7年に措置 (終戦50周年) 支給件数 1,376,784人	24万円 (6年償還、国債) 平成11年に措置 (終戦50周年の 措置の特例的 措置) 支給件数 58,863人	40万円 (10年償還、国債) 平成17年に措置 (終戦60周年) 支給件数 1,183,957人

資料：厚生労働省社会・援護局調べ。

(注) 支給件数は、平成20年3月31日現在。

戦没者の妻などが受けてきた精神的苦痛を国として慰藉するため、特別給付金として国債を支給している。

また、終戦20周年、30周年、40周年、50周年、60周年といった機会に国として改めて弔慰の意を表すため、戦没者等の遺族に対し特別弔慰金として国債を支給している。